

申入れ対象の行為・契約条項	当法人の申入れの理由・事情	是正の内容・改訂後の契約条項
<p>消費者との間で訪問販売に係る工事請負契約を締結した後、消費者による同契約の申込みの撤回又は同契約の解除を妨げるため、契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項について不実のことを告げる行為をしないこと。</p>	<p>貴社との間で訪問販売に係る工事請負契約を締結した消費者が貴社に対して特商法9条1項所定の期間内にクーリング・オフの申し出をしているにもかかわらず、貴社は、「印鑑を押し込めてあるので解約できない。違約金がかかる」、「資材等を用意してしまっているため、キャンセルは受け付けられない」などと述べて、消費者によるクーリング・オフを妨害する行為をしていると考えられるため、特商法58条の18第1項1号口に基づき、かかる行為の中止を求めます。</p>	<p>当社では、今回の申入れの内容はすでに改善済みですが、再度チェックをして改善いたします。</p>
<p>貴社が消費者との間で訪問販売に係る工事請負契約を締結する際に使用している「工事請負契約約款」の17条1項に「甲（引用者注：注文者）は、工事中必要によって、書面をもって乙（引用者注：請負者）に通知して契約を解除することができる。この場合、甲は、これによって生じる乙の損害を賠償する。」、同条2項に「前項規定の甲が賠償すべき金額は、乙が既に支出した費用と出来高に応じた報酬及び乙が将来期待できた報酬の合計とする。」と記載されているところ、消費者との間で訪問販売に係る工事請負契約を締結する際に、消費者が同契約を解除したときに貴社が将来期待できた報酬を損害賠償しなければならない旨の契約条項を使用しないこと。</p>	<p>本条項は、消費者たる注文者が契約を解除した場合に賠償すべき金額に「乙が将来期待できた報酬」を含めており、これは特商法10条1項3号及び4号に違反していると考えられます。</p>	<p>指摘の部分を、次のとおり改善いたします。</p> <p>「工事請負契約約款」17条2項  「前項規定の甲が賠償すべき金額は、乙が既に支出した費用と出来高に応じた報酬の合計とする。」（「及び乙が将来期待できた報酬」との文言を削除）</p>